

船舶インシデント調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料供給不能）
発生日時	令和5年8月18日 17時45分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市鳥羽港 鳥羽坂手港1号防波堤灯台から真方位258°480m付近 （概位 北緯34°28.9′ 東経136°51.2′）
インシデントの概要	旅客船第二十七鳥羽丸は、航行中、両舷主機が停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和5年9月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	旅客船 第二十七鳥羽丸、74トン 134455、三重県鳥羽市（A市） ディーゼル機関（2基）、船内機、4サイクル、出力912kW、回転数毎分1,900、6気筒、ボア150mm、使用燃料軽油、平成9年1月機関製造、平成9年2月21日進水
乗組員等に関する情報	船長、六級（航海） 機関長、五級（機関）（履歴限定）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、旅客7人を乗せ、鳥羽市佐田浜港に向け、鳥羽市坂手島坂手港を出港した。</p> <p>本船は、船長が船橋で操船して両舷主機を回転数毎分約1,200とし、約8ノットの対地速力で航行中、右舷主機が停止し、続いて左舷主機も停止した。</p> <p>船長は、機関室に入って両舷主機を点検した機関長から、両舷主機が停止した原因が分からないとの報告を受け、運航不能と判断してA市担当者に連絡し、本船は、来援した僚船にえい航されて佐田浜港に着岸した。</p> <p>両舷主機は、本インシデント後、機関長により、引き続き点検が行われた結果、左右両舷の燃料タンクから共通の配管を経て燃料が供給されていたところ、左舷燃料タンクの取出弁（以下「本件取出弁」という。）が閉鎖され、右舷燃料タンクの燃料が欠乏し、燃料の供給ができなくなっていたことが判明した。</p> <p>本船は、本インシデント当日、その日の運航を終えて09時00分ごろ係船された。本船は、係船後、燃料を給油する予定となっていた</p>

	<p>ので、本件取出弁を閉鎖し、準備が行われていたところ、他の僚船の故障で急遽、10時20分ごろ代わりに運航を再開することになったが、給油作業の担当者は、本件取出弁が閉鎖されていることを機関長に連絡し忘れ、また、機関長は、乗船した際、本件取出弁の開閉の確認を行っていなかった。</p> <p>給油作業の担当者は、給油時、本件取出弁を閉鎖することで、左舷燃料タンクから右舷燃料タンクへの燃料流入が遮断され、給油量を計測しやすくなるので、ふだんから閉鎖し、左舷燃料タンクに給油していた。</p> <p>機関長は、ふだん、1日の運航を終えた際、機関室で両舷燃料タンクの残油料を計測して燃料消費量を計算し、発航前点検時に同タンクの残油量を計測していたが、航行中は1日に4～6回機関室の点検を行っていたものの、同タンクの残油量の計測を行っていなかった。</p>
<p>分析</p>	<p>本船は、航行中、燃料の残油量の計測が行われていない状況下、本件取出弁が閉鎖されて左舷燃料タンクの燃料が使用されず、右舷燃料タンクの燃料が使用され続けて欠乏し、両舷主機に燃料が供給されなかったことから、両舷主機が停止し、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>機関長は、航行中に両舷燃料タンクの残油量の計測を行わず、また、出航前に燃料系統の弁の開閉を確認しなかったことから、右舷燃料タンクの消費量が多くなっていること、及び本件取出弁が閉鎖されていることに気付かなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、航行中、燃料の残油量の計測が行われていない状況下、本件取出弁が閉鎖されて左舷燃料タンクの燃料が使用されず、右舷燃料タンクの燃料が使用され続けて欠乏し、両舷主機に燃料が供給されなかったため、両舷主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関部乗組員は、出航前に燃料系統の弁の開閉を確認し、航行中、定期的に燃料の残油量を計測すること。